## 『過労死防止学会誌』投稿規定

- 第1条(投稿資格)投稿者は原則として本学会の会員とする。
  - ただし、常任幹事会及び編集委員会が依頼もしくは承認した場合は除く。
- 第2条(原稿の種類)投稿原稿は本学会の目的に即したテーマで、原則として、日本語で書かれた、研究論文、研究ノート、書評などの未公刊の論文とする。なお、他の学術雑誌等との重複投稿は認めない。
- 第3条(著作権)掲載された論文の著作権は、過労死防止学会に帰属する。掲載された論文等の著者は、その論文等を電子化してウェブサイト上で公開することに同意する。なお、本誌に掲載された論文等を執筆者が他の出版物に転用する場合は、予め文書によって代表幹事の了承を得なければならない。
- 第4条(書式と字数)原稿は、原則として、横書き和文とする。字数は、本文・注・図表・文献リストを含めて、研究論文《A4版1頁当たり1200字で》13頁以内、研究ノート《同》9頁以内、書評・その他《同》5頁以内とする。
- 第5条(原稿の締切)投稿原稿の締切は、常任幹事会及び編集委員会が決めた日とする。
- 第6条(採否の決定)投稿原稿の『過労死防止学会誌』掲載の最終決定については、常任幹事会ないしは編集委員会が所定の審査を経て決定する。
- 第7条(原稿の返却)投稿原稿は採否に関わりなく返却しない。
- 第8条(原稿料)原稿料は支払わない。
- 第9条(改定) 本規定は、幹事会の承認を得て改定することができる。
- (制定・施行期日)この規定は、2020年10月1日から制定・施行する。

## 過労死防止学会誌 第1号(2020年度) 創刊号

Journal of Japan Society for Karoshi Research No.1 (2020)

過労死等防止法制定から6年 一果たして過労死・過労自殺は減少したのか―

発行日 2021年3月20日

頒価 1,000円(税込)

編集·発行 過労死防止学会 常任幹事会

代表幹事 黒田兼一 常任幹事 細川 孝

副代表幹事 粥川裕平 常任幹事 松浦洋一郎(事務局) 副代表幹事 長井偉訓 常任幹事 髙田好章 (事務局)

過労死防止学会 事務局 Japan Society for Karoshi Research

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目4-18 梅ヶ枝中央ビル7階

いわき総合法律事務所 気付

Tel. 06-6809-4926 Mail: info@jskr.net

郵便振替口座 口座番号:00900-8-331656 口座名称:過労死防止学会

印刷・製本 オリンピア印刷株式会社

© Japan Society for Karoshi Research 2021

ISSN 2436-2298

